

阿賀野市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

【ごみ処理基本計画】

◆計画策定の趣旨

阿賀野市（以下「本市」といいます。）では、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする「阿賀野市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」といいます。）を策定し、市民・事業者・市が協働で3Rに取り組み、循環型社会の実現を目指してきました。

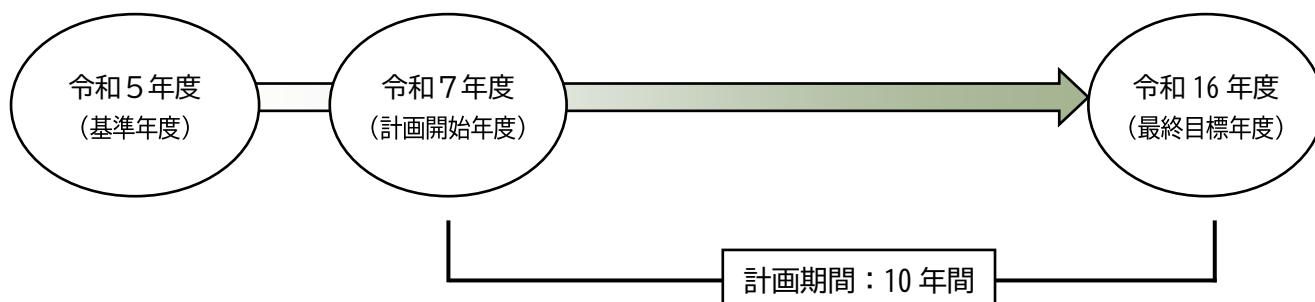
令和7年4月には、五泉地域衛生施設組合が整備する新たな焼却施設で可燃ごみの焼却が開始される予定です。これにより、これまで別々の焼却施設で可燃ごみの焼却処理を行っていた安田地区、京ヶ瀬地区、水原地区、笹神地区が、同一施設での処理に移行し、さらに五泉市、阿賀町を含めた焼却処理の共同処理が実現します。

本市では、1人1日あたりのごみ排出量が依然として全国平均より多い状況が続いており、ごみ排出量の更なる減量化が求められています。また、製品プラスチックの再商品化への対応、食品ロスの削減、高齢者等の排出困難世帯への対応、可燃ごみ以外のごみの収集体制・処理体制の統一など、複数の課題に直面しています。

令和6年度に現行計画が計画目標年度を迎えることから、こうした状況の変化を踏まえ、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「阿賀野市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）の見直しを行いました。

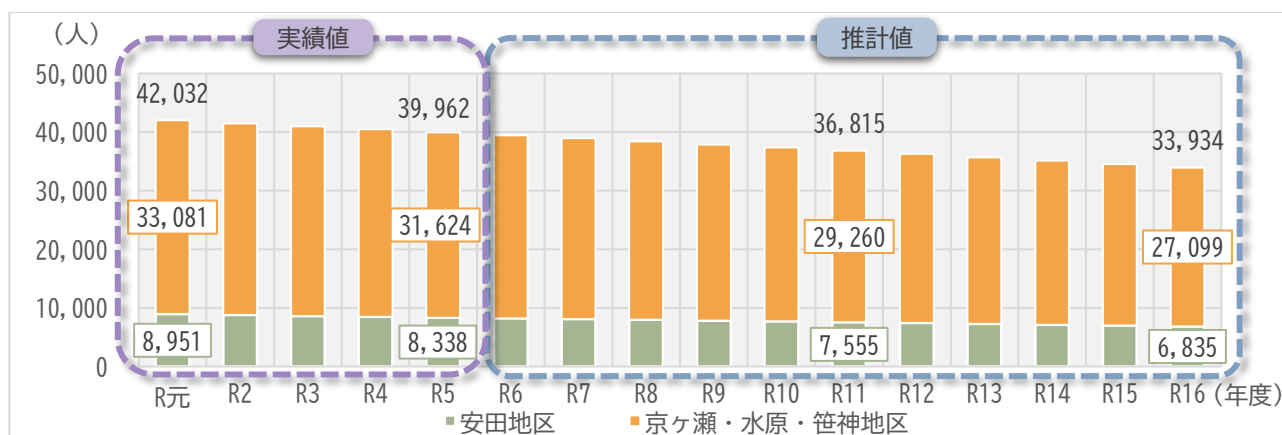
◆計画期間

本計画の計画期間は10年間とし、計画の最終目標年度は令和16年度とします。なお、計画の前提となる諸条件に変動があった場合には随時見直しを行うものとします。



◆人口の予測

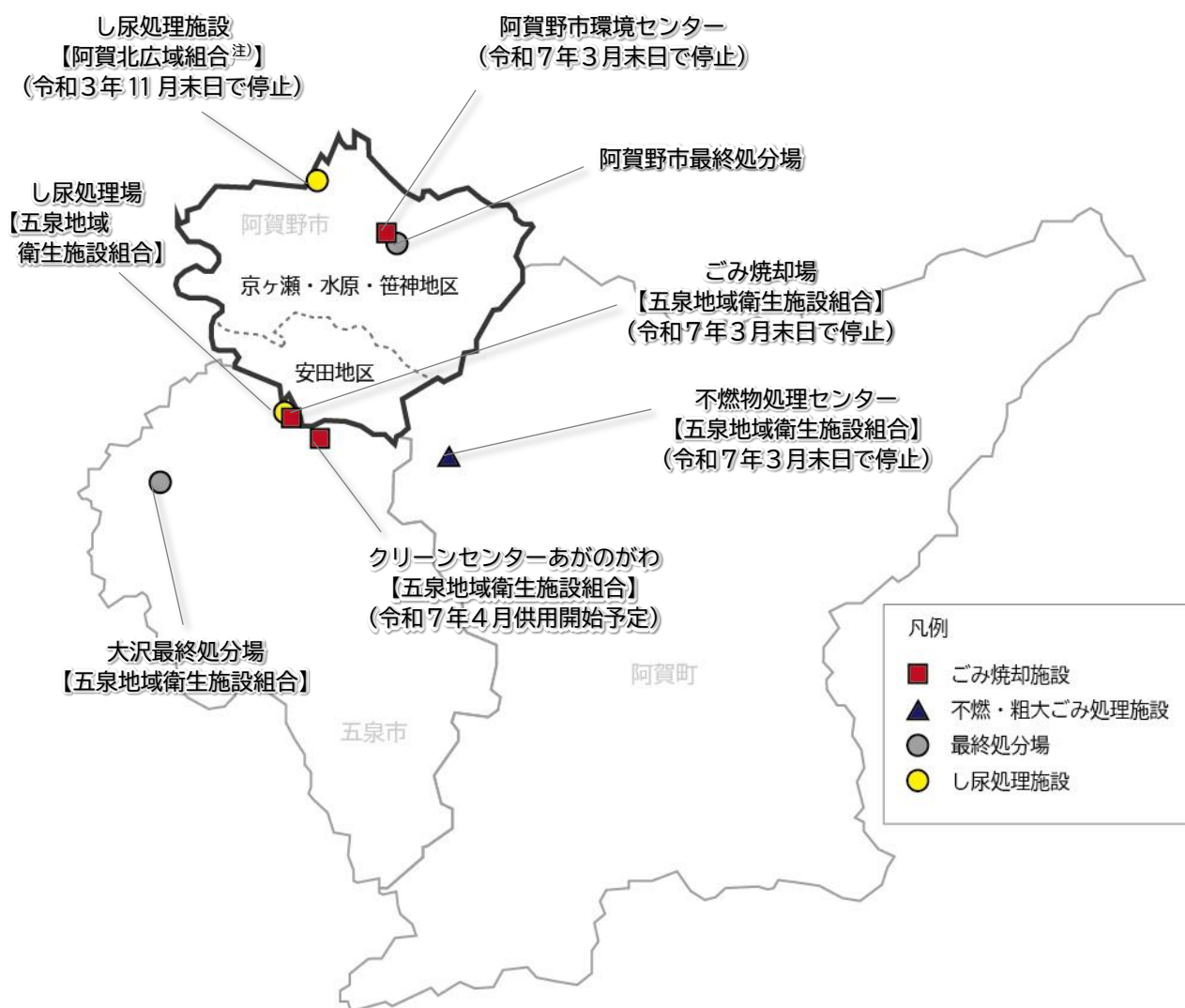
本計画の目標年度である令和16年度には、人口が33,934人となる見込みです。



◆ごみ収集・処理区域

本市では、旧町村のごみ処理体制を合併後も引き継いでいるため、現在も地域ごとに異なる処理体制を採用しています。「安田地区」では主に五泉地域衛生施設組合にごみ処理を移譲し、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」では市が主体でごみ処理を行っています。また、これらの体制で処理できない品目については、民間業者に委託しています。

なお、令和7年4月には「クリーンセンターあがのがわ」が供用開始予定で、市内全域の可燃ごみを同施設で処理することが可能となります。

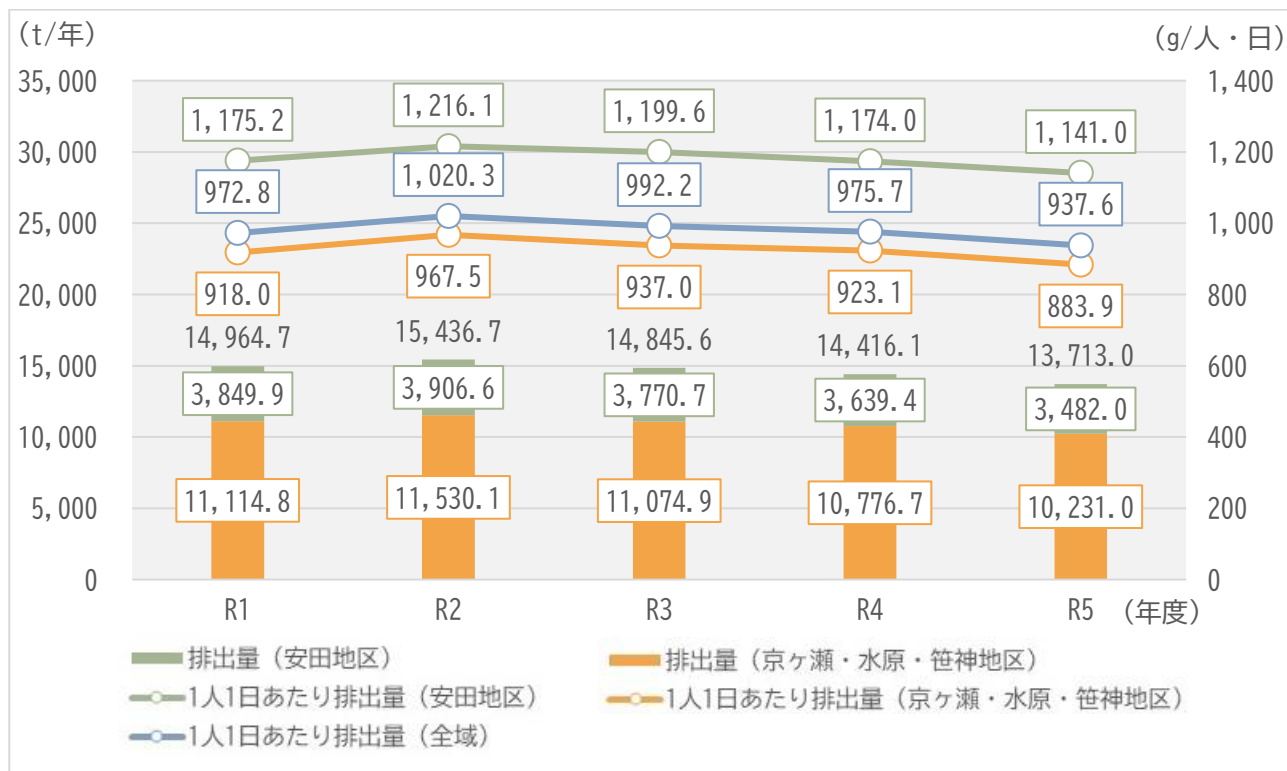


注) 令和4年3月31日に解散。

◆ごみ処理の現状

○ごみ排出量

本市のごみ総排出量は、令和2年度をピークに減少傾向にあり、令和5年度には13,713.0t/年となっています。1人1日あたり排出量も同様に減少し、令和5年度は937.6g/人・日となっています。

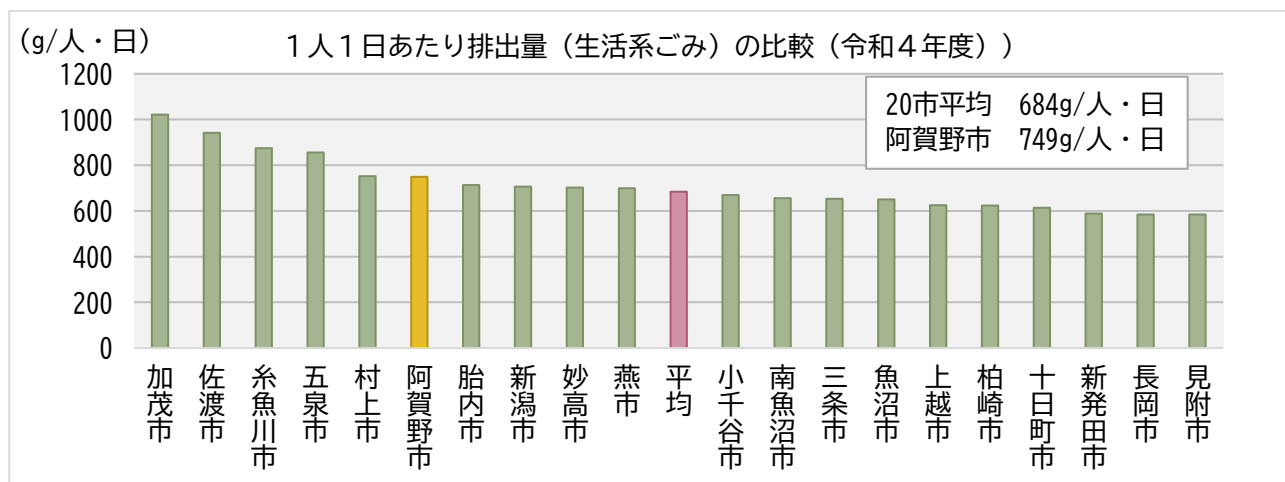


注) 端数処理しているため、内訳とその合計が一致しないことがあります。

○県内 20 市との比較

令和4年度における県内20市の1人1日あたりの生活系ごみ※の排出量の平均は684g/人・日でした。本市の排出量はこれより65g多い749g/人・日となっています。

※環境省の一般廃棄物処理実態調査では、家庭から排出されるごみを、「生活系ごみ」として集計しています。



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省） ただし、阿賀野市の数値は、本計画の集計結果を掲載

◆ごみの組成

○ごみ焼却場

「安田地区」の可燃ごみを搬入しているごみ焼却場の令和5年度のごみ組成をみると、「紙・布類」が42.3%と最も割合が高く、次いで「木、竹、わら類」が25.4%、「ビニール類、合成樹脂、ゴム、皮革類」が22.6%と続いています。

ごみ質分析結果の推移（五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場）

項目		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
乾 き ベ ー ス 組 成	紙・布類	%	41.7	41.5	45.9	41.0	42.3
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	31.3	21.1	21.0	26.5	22.6
	木、竹、わら類	%	11.5	24.3	14.5	20.9	25.4
	ちゅう芥類	%	14.4	9.7	14.7	9.8	7.6
	不燃物類	%	0.9	2.3	3.2	1.1	1.2
	その他	%	0.3	1.2	0.7	0.8	0.9
単位容積重量		kg/m ³	105	111	107	111	106
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	7,688	8,190	8,107	8,295	8,337
三 成 分	水分	%	48.6	45.1	46.0	45.5	44.3
	可燃分	%	47.3	49.5	49.2	50.2	50.2
	灰分	%	4.2	5.4	4.8	4.3	5.6

出典：「五泉地域衛生施設組合資料」

○環境センター

「京ヶ瀬・水原・笹神地区」の可燃ごみを搬入している環境センターの令和5年度のごみ組成をみると、「紙・布類」が37.2%と最も割合が高く、次いで「ビニール類、合成樹脂、ゴム、皮革類」が24.8%、「木、竹、わら類」が18.1%と続いています。「紙類・布類」の割合は年度による差が大きく、上は60%近くに達しています。

環境センターの可燃ごみは、ごみ焼却場の可燃ごみに比べて水分量が多く、50%～60%の範囲で推移しています。

ごみ質分析結果の推移（阿賀野市環境センター）

項目		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
乾 き ベ ー ス 組 成	紙・布類	%	56.3	44.4	54.5	59.8	37.2
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	12.9	26.0	19.3	15.1	24.8
	木、竹、わら類	%	19.9	11.3	13.4	14.3	18.1
	ちゅう芥類	%	7.9	9.3	6.0	9.2	7.7
	不燃物類	%	0.1	4.4	1.7	0.8	7.2
	その他	%	2.9	4.6	5.1	0.8	4.9
単位容積重量		kg/m ³	163	206	214	134	172
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	5,303	6,046	6,255	5,732	5,730
三 成 分	水分	%	60.0	52.6	53.7	58.2	53.3
	可燃分	%	36.2	39.1	40.4	38.3	37.6
	灰分	%	3.9	8.3	5.8	3.5	9.1

◆ごみ処理に関する課題の抽出

○家庭ごみの削減

本市の家庭系ごみの1人1日あたり排出量は749g/人・日で、県内20市平均(684g/人・日)を上回っています(いずれも令和4年度実績)。ごみ排出量は減少傾向にあるものの、ごみの減量化には、温室効果ガスの削減やごみ処理経費の抑制につながるため、排出抑制や再使用の取組をより一層推進していく必要があります。

○紙類の分別

可燃ごみのごみ質分析の結果によると、「紙類・布類」の占める割合は、ごみ焼却場(安田地区)で約40%、環境センター(京ヶ瀬・水原・笹神地区)で約40%~60%に上ります。古紙類の分別徹底が重要となっています。

○生ごみの水切り及び食品ロスの削減

同じく可燃ごみのごみ質分析の結果によると、可燃ごみに含まれる水分量が、ごみ焼却場(安田地区)で45%程度、環境センター(京ヶ瀬・水原・笹神地区)で50%~60%と高い水準になっています。水分を減らすことは、ごみの減量化に直結します。

生ごみの水切りや食品ロスの削減を通じて、全体的なごみの減量を目指します。

○製品プラスチックの使用削減と資源化

本市においても製品プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています(詳しくはp9のコラム「なぜ今製品プラスチックの資源化が求められているの?」参照)。

○処理体制の統一に向けた検討

本市では旧町村ごとのごみ処理体制を合併後も引き継いでいるため、「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」とは処理体制が異なっています。

長期的な視点で効率的かつ公平な処理体制の方向性を検討していくことが求められます。

○最終処分先の検討

五泉地域衛生施設組合の大沢最終処分場は、埋立が終了しました。令和7年4月にはクリーンセンターあがのがわが供用開始予定で、そこで発生する残渣については、当面五泉地域衛生施設組合を通じて県外の民間業者に委託して処分する計画です。

一方で、本市が所管する阿賀野市最終処分場は災害時の仮置場としての活用を計画しています。

「廃棄物処理法」では、ごみの域内処理・処分を直接義務付ける規定はありませんが、地域での適切な処理を基本とする枠組みが示されています。今後は、最終処分場の新たな候補地を選定するのかどうかを含め、最終処分のあり方について慎重に検討を進める必要があります。

○効果的な啓発方法の検討

ごみの減量化には、市民や事業者の協力が不可欠です。様々な啓発活動を通じて、ごみ減量化の意識をさらに高めることを目指します。

○不法投棄の防止

不法投棄は、新たな処理費用の発生や自然環境への悪影響を及ぼすため、これを防ぐことが重要です。

今後監視体制を継続するとともに、悪質な不法投棄には警察と連携を強化し、厳正に対処することが求められています。

○高齢者や身体の不自由な方を含む排出困難世帯への対応

日々のごみ出しが困難となる高齢者世帯が増加することが懸念されます。その対応にあたっては、高齢者のみの世帯に加え、身体に障がいがある方を含む世帯も考慮し、従来の廃棄物処理体制から、こうした多様な状況に対応できる廃棄物処理体制への転換が求められます。

◆ごみ処理の基本理念と基本方針

○ごみ処理の基本理念

本計画では、阿賀野市環境基本計画で定める基本目標「循環型社会を構築し安心して暮らせるまち」を実現するため、市民、事業者及び行政が連携し、4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを通じて次世代への環境保全を目指します。

【基本理念】

共に取り組む4 R
～ 次世代へ豊かな環境を残そう ～

○ごみ処理の基本方針

「ごみ減量化意識の啓発」「4 Rの推進」「ごみの適正処理」の3つを基本方針の柱とし、各種施策を展開していきます。

【基本方針】

基本方針1 ごみ減量化意識の啓発
基本方針2 4 Rの推進
基本方針3 ごみの適正処理

◆数値目標

計画期間の最終年度となる令和16年度に達成すべき目標を以下のとおり定めます。本計画で定める施策に取り組むことにより、数値目標の達成を目指します。

【数値目標】

◆排出抑制の目標

①家庭系ごみの1人1日あたり排出量

680g/人・日（令和16年度）

②事業系ごみ排出量

2,700t/年（令和16年度）

◆資源化の目標

③資源化率

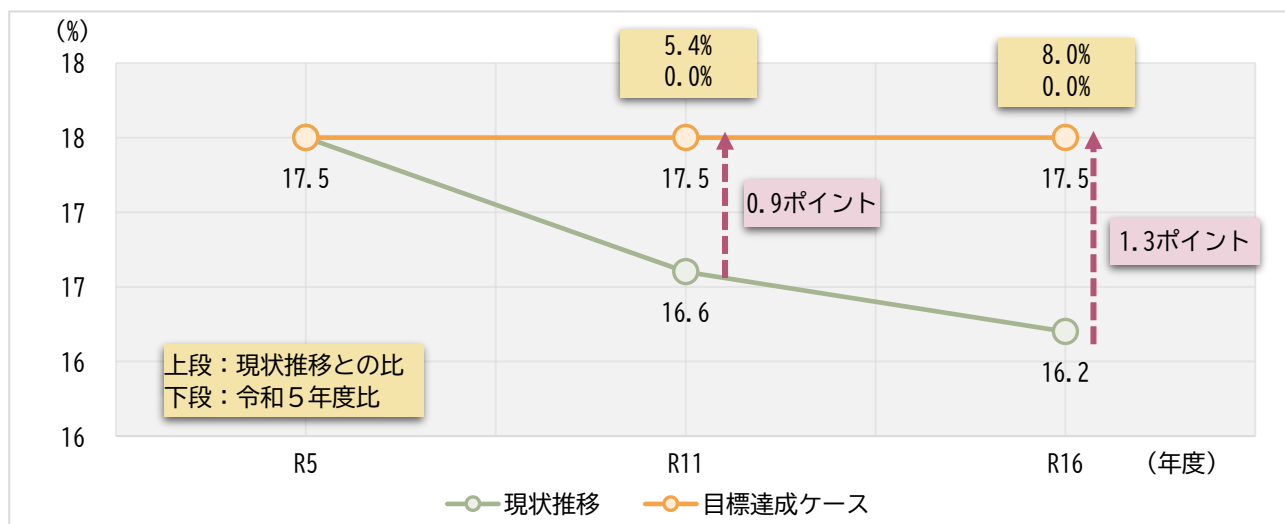
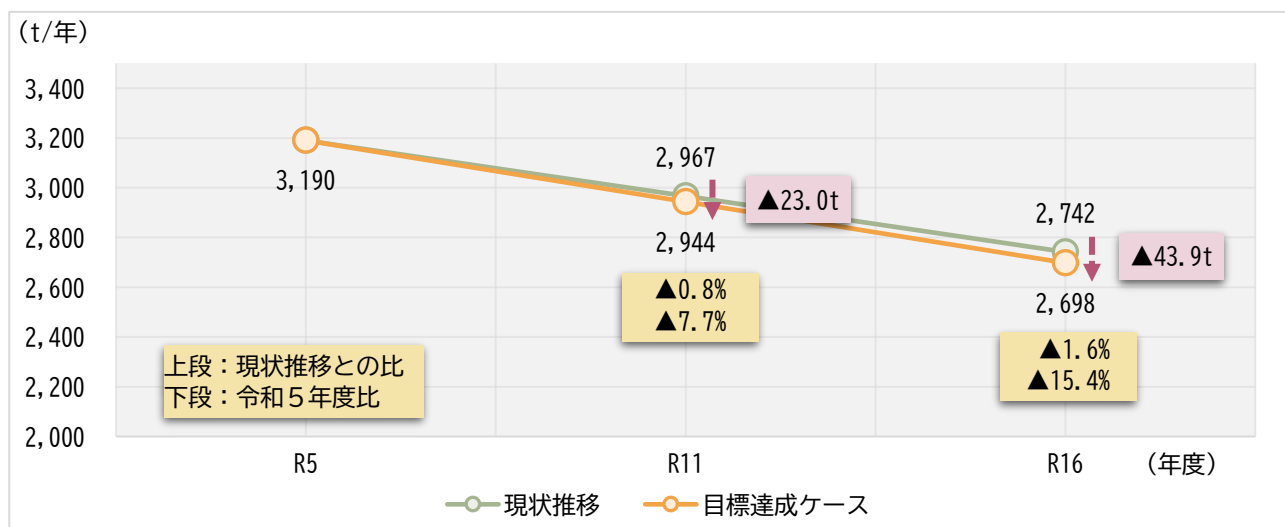
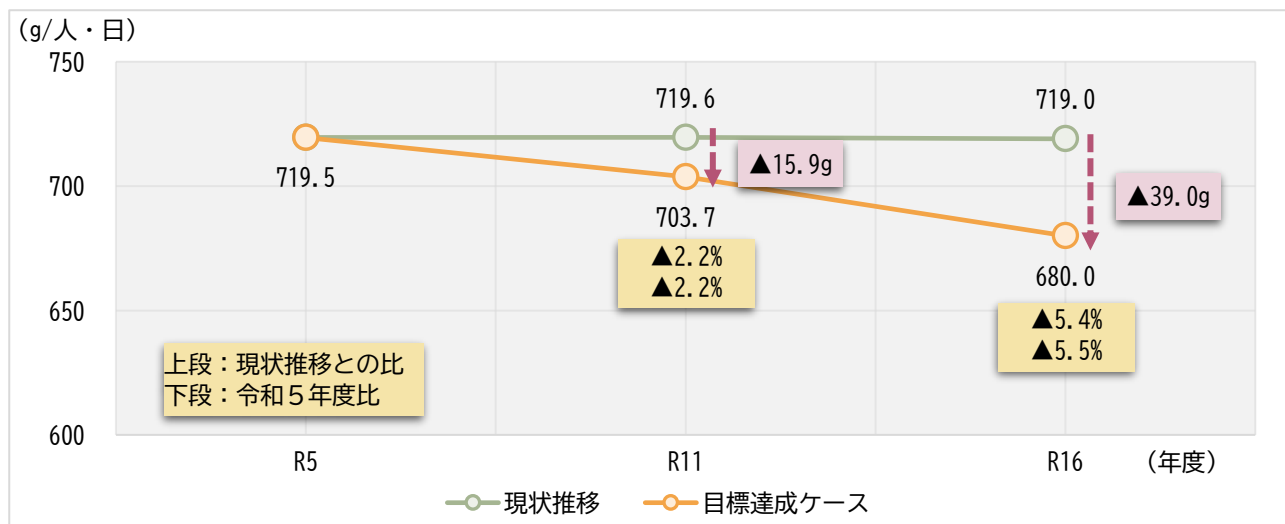
17.5%（令和16年度）

◆現状推移と目標達成ケースとの比較

以下に、各指標の現状推移※¹と目標達成ケース※²との比較を示します。

※¹ 現行の取組が続くと仮定し、過去の傾向を踏まえて将来の見通しを立てたものです。

※² このケースは、目標を達成するために必要な施策や取組を実施した場合の予測です。



◆目標達成に向けた基本施策

基本理念「共に取り組む4R ～ 次世代へ豊かな環境を残そう ～」の実現に向け、基本方針に基づき、具体的な施策を着実に展開していきます。

これらの施策は、市民や事業者と連携しながら、すぐにごみとなるものを拒否する取り組み（リフューズ）、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、そして再資源化（リサイクル）を強化することで、持続可能な社会の実現を目指します。

基本方針1 ごみ減量化意識の啓発

施策1—1 ごみ処理に関する役割の周知

個別施策	①市民、事業者、市の役割の周知
------	-----------------

施策1—2 市民・事業者への情報発信と学びの場の提供

個別施策	①わかりやすい情報発信 ②環境教育の充実
------	-------------------------

基本方針2 4Rの推進

施策2—1 リフューズの推進

個別施策	①不要なものを受け取らない文化の醸成
------	--------------------

施策2—2 リデュースの推進

個別施策	①食品ロス削減の啓発 ②フードドライブの推進 ③生ごみの減量化 ④長寿命商品の普及と選択 ⑤家庭ごみ処理手数料の有料制度の検討 ⑥事業系ごみ削減の推進
------	--

施策2—3 リユース及びリサイクルの推進

個別施策	①リユースの拡大 ②分別の拡充
------	--------------------

基本方針3 ごみの適正処理

施策3—1 安定した収集運搬体制の継続

個別施策	①効率的で安全なごみ収集運搬体制の構築 ②適正なごみ集積場管理と分別啓発の推進 ③ごみ収集箱の設置等の助成 ④多量一般廃棄物の適切な搬入と周知
------	--

施策3—2 安全・安心な中間処理、最終処分の継続

個別施策	①中間処理施設の適正な維持管理 ②中間処理体制の検討 ③最終処分先の検討
------	--

施策3—3 高齢化社会を見据えた対応

個別施策	①ごみ排出困難世帯への対応の検討
------	------------------

施策3—4 不法投棄対策の実施

個別施策	①不法投棄防止に向けた監視強化と啓発活動 ②市が収集しないとしたものへの対応
------	---

施策3—5 災害時の廃棄物処理体制の整備

個別施策	①災害廃棄物処理計画の見直し
------	----------------

【コラム】なぜ今製品プラスチックの資源化が求められているの？

プラスチックは焼却時に多量の温室効果ガスを発生させるだけでなく、環境中に排出されれば海洋汚染やマイクロプラスチック※の発生の原因となります。

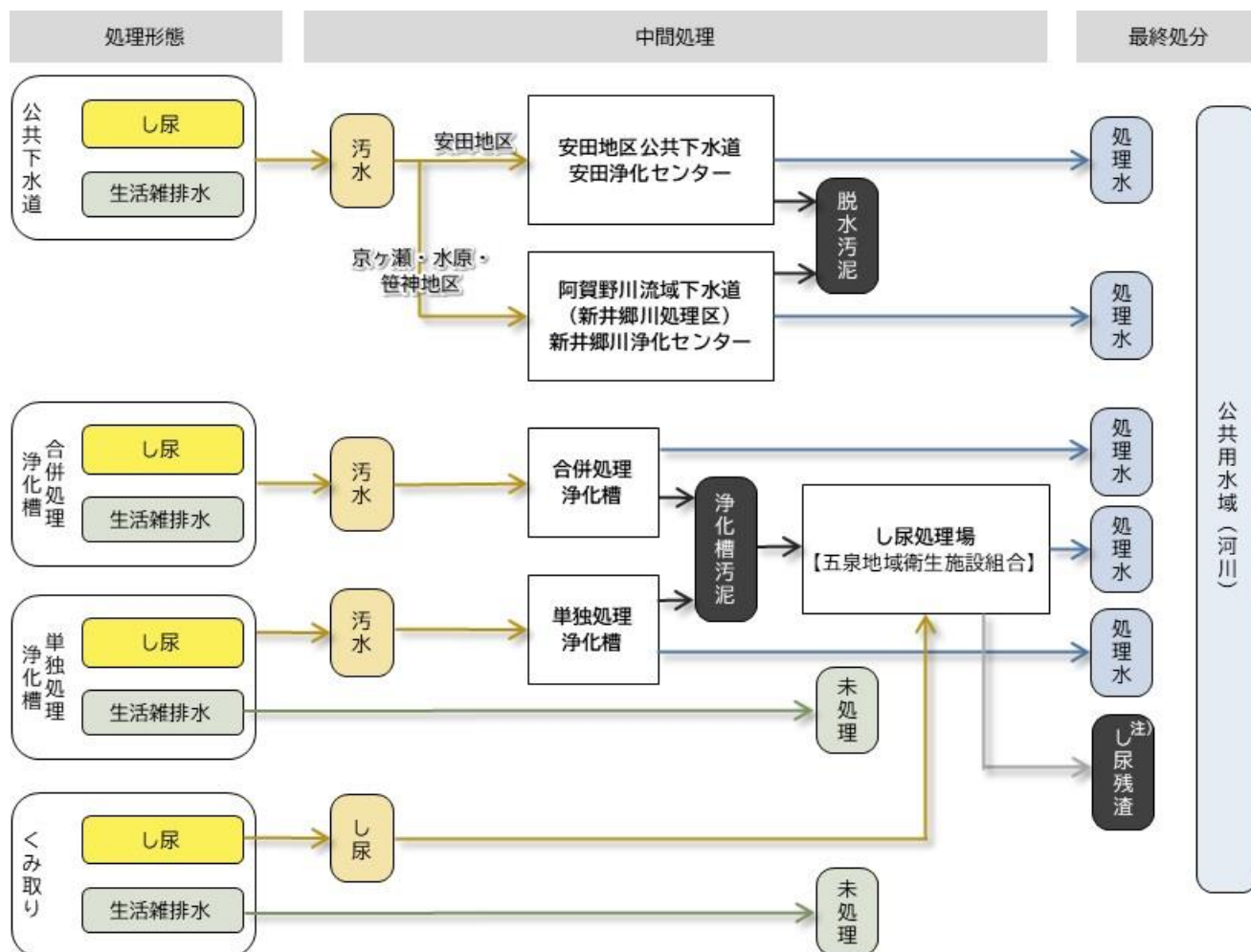
また、排出されたプラスチックについては適切な処理が求められます。現在、本市ではプラスチック製容器包装は資源化していますが、製品プラスチックは可燃ごみとして焼却しています。令和3年6月に公布されたプラスチック資源循環法では、市町村に対して製品プラスチックの収集と資源化が求められています。温室効果ガス削減の観点からも、本市においても製品プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

※マイクロプラスチックとは、5mm以下の小さなプラスチック片を指します。プラスチックは自然界で簡単に分解されませんが、紫外線や波の力によって劣化し、細かく砕けていきます。このマイクロプラスチックは、生態系や人間の健康に悪影響を及ぼす可能性があります。

【生活排水処理基本計画】

◆生活排水処理の区分と体制

本市のし尿及び生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿処理施設により処理されます。単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の家庭では、生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流される状況が残っています。

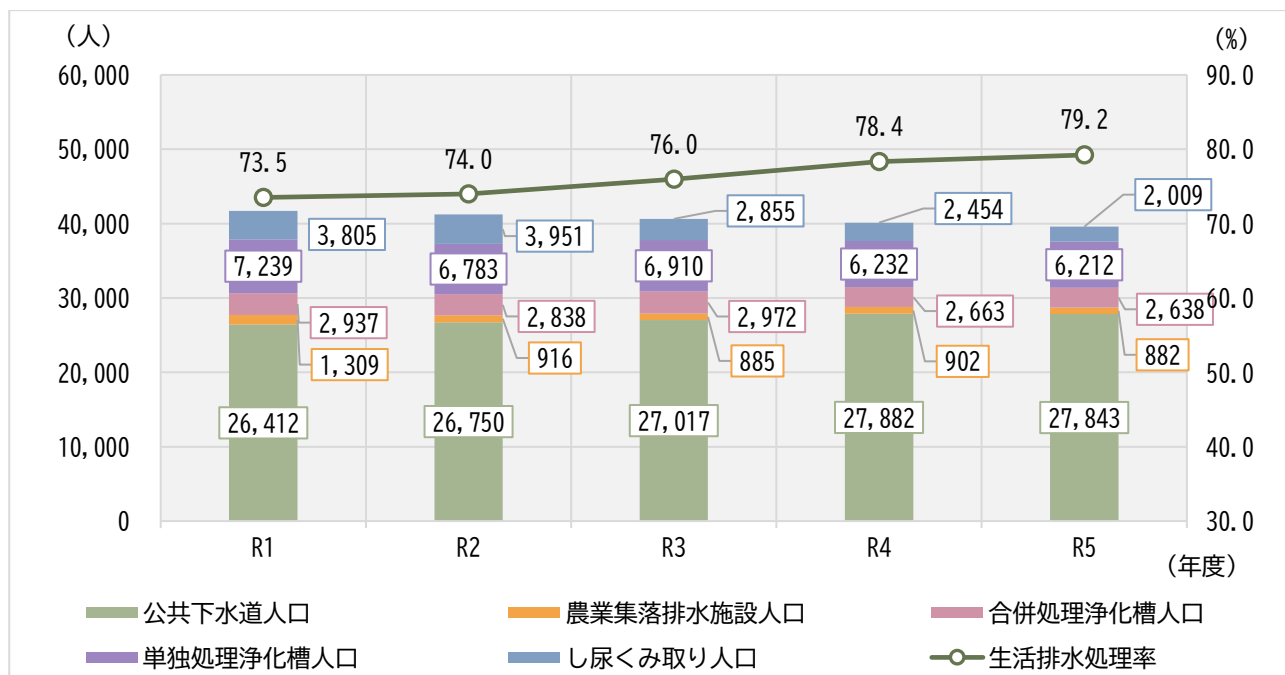


注) し尿残渣（し尿夾雑物及び脱水汚泥）は隣接する五泉地域衛生施設組合が所管するごみ焼却場（令和7年4月からは、クリーンセンターあがのがわ）で焼却処理後、県外にある民間の一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

◆生活排水処理の現状と課題

本市の公共下水道人口は、下水道の普及や各家庭での接続、さらに農業集落排水施設の公共下水道への接続によって増加傾向にあります。以前は6地区が農業集落排水施設を利用していましたが、令和5年度末までにすべての施設を公共下水道へ接続しました。

一方で、単独処理浄化槽及びし尿くみ取り人口は減少しています。生活排水処理人口は増加傾向にあり、令和5年度には普及率が79.2%に達しています。



◆生活排水処理に関する課題の抽出

本市では下水道整備と合併処理浄化槽の設置が進み、生活排水処理率は着実に向上していますが、まだ2割の方が生活雑排水を未処理のまま放流しています。この問題を改善することは、阿賀野川をはじめとする河川や海への環境負荷を軽減し、地域の水環境を保全する上で非常に重要です。本市の生活排水処理に関する課題は、以下のとおりです。

項目	課題
公共下水道への接続	本市では、安田地区公共下水道及び阿賀野川流域下水道の整備が進められています。供用開始区域では、家庭の排水設備を下水道に接続する工事が必要です。しかし、下水道整備後も接続されていない家庭があるため、これらの家庭には早期の接続を求めていく必要があります。
合併処理浄化槽への転換	個別処理区域では、家庭や事業者で単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を使用している場合、合併処理浄化槽への転換が必要です。市では、管理者に対して合併処理浄化槽への転換を求めていく必要があります。
浄化槽の適正処理	浄化槽を正常に保つためには、保守点検、清掃、法定検査を適切に実施することが重要です。市では、浄化槽の管理者に対して啓発活動を行い、適正な維持管理を促進する必要があります。
し尿処理施設の今後の方向性について	本市のし尿処理は、五泉地域衛生施設組合のし尿処理施設で行われており、この施設は稼働開始から33年が経過しています。現時点では処理機能に大きな問題はなく、今後もしばらくはこの施設を使用していく予定となっています。ただし、今後設備の老朽化が進行することが想定されるため、大規模な改修工事や施設の更新が必要になる可能性があります。市では、五泉市や五泉地域衛生施設組合と連携し、今後の施設の在り方について協議を進めていく必要があります。

◆生活排水処理の方針

○生活排水処理の基本方針

今後も適切な生活排水処理を継続するため、「し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理」「地域の事業に応じた污水处理施設の整備及び活用」の2つの基本方針を柱とし、各種施策の展開を図ります。

【基本方針】

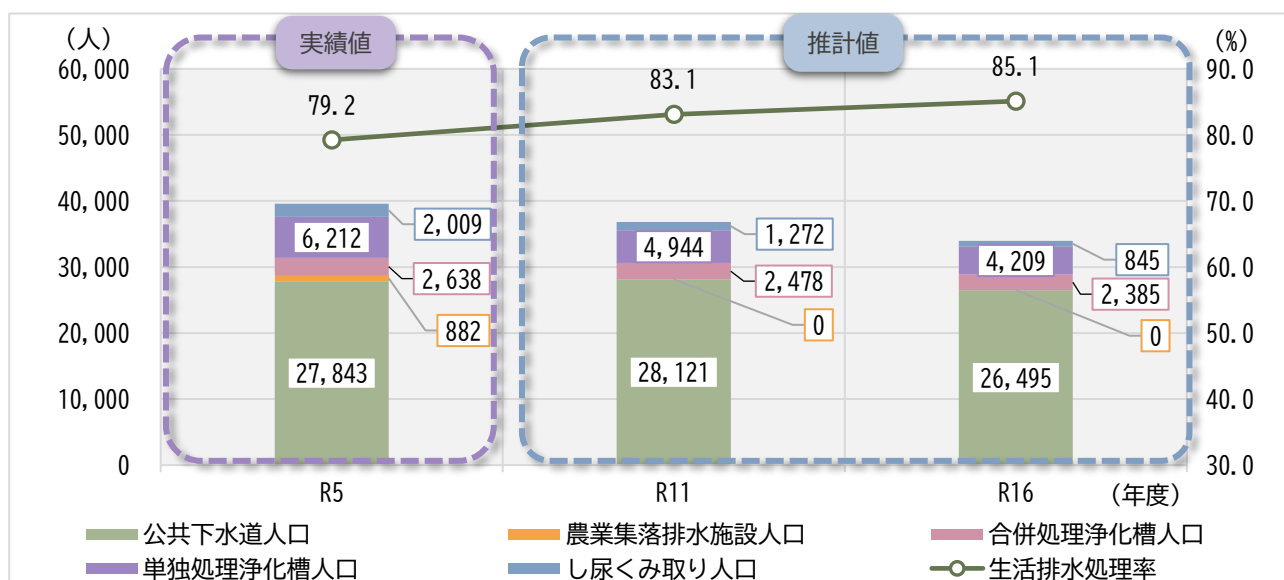
基本方針1 し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理

基本方針2 地域の事情に応じた污水处理施設の整備及び活用

◆生活排水処理形態別人口の見込み

○生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の見込みは、以下のとおりです。



◆生活排水処理の基本施策

基本方針1 し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理

施策1-1 し尿及び浄化槽汚泥の適切な処理体制の構築

- ① 処理体制の整備
- ② 収集運搬体制の整備

施策2-2 污水处理施設の整備及び活用

- ① 公共下水道の整備及び活用
- ② 合併処理浄化槽の設置及び活用
- ③ し尿処理施設のあり方の検討

基本方針2 地域の事情に応じた污水处理施設の整備及び活用

施策2-1 情報の共有化、意識啓発・環境教育の推進

- ① 市広報媒体を活用した情報提供

施策2-3 污水处理施設の適正管理

- ① 合併処理浄化槽の適正管理
- ② 污水处理施設への負担の軽減

阿賀野市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行：令和7年3月

編集：阿賀野市 民生部 市民生活課

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号

電話 (0250) 61-2473 E-mail shimin@city.agano.niigata.jp